

# 日本脳炎救済措置一覧表(令和4年度改定版)

## 【救済措置①】20歳未満までの間に、未接種分を接種できる対象者※1

生年月日	救済措置の内容	接種のパターン
平成14年4月2日 ~ 平成15年4月1日	①1期の規定の回数(3回)及び2期(1回)を接種できなかった場合 ②20歳未満までに不足している回数分を ③公費(無料)で接種可能	【1期を未接種】 ①残りの接種回数は4回。 ②1回目を接種後、6日~28日あけて2回目を接種(最低6日以上あける) ③2回目を接種後、 <u>おおむね1年後に3回目を接種</u> (最低6か月以上あける) ④3回目を接種後、 <u>おおむね5年後(9歳以上)</u> に4回目を接種(最低6日以上あける) <接種終了>
平成15年4月2日 ~ 平成16年4月1日		【1期を1回接種している場合】 ①残りの接種回数は3回。 ②1回目を接種後、6日~28日あけて2回目を接種 ③2回目を接種後、 <u>おおむね1年後(9歳以上)</u> に3回目を接種(最低6日以上あける) <接種終了>
平成16年4月2日 ~ 平成17年4月1日		【1期を2回接種している場合】 ①残りの接種回数は2回。 ②1回目を接種後、 <u>おおむね5年後(9歳以上)</u> に2回目を接種(最低6日以上あける) <接種終了>
平成17年4月2日 ~ 平成18年4月1日		【1期を3回接種している場合】 ①残りの接種回数は1回。(前回接種から最低6日以上あける) ②20歳未満の間に1回接種 <接種終了>
平成18年4月2日 ~ 平成19年4月1日		

※1 接種日時点で、20歳未満であることを確認してください。

※2 平成30年度より18歳を迎える対象者に対して、救済措置についての勧奨(ハガキでのご案内)を行っています。令和4年度の実施時期については、別途通知します。

## 【救済措置②】2期(9歳~12歳)の接種期間中に1期末接種分を接種できる対象者

生年月日	救済措置の内容	接種のパターン
平成21年4月2日 ~ 平成21年10月1日	①6か月~7歳6か月の間に、1期の規定の回数(1期3回)を接種できなかった場合、 ②9歳~12歳の期間中、に不足している回数分を ③公費(無料)で接種可能	【1期を未接種の場合】 ①残りの接種回数は4回 ②1回目を接種後 <u>6日~28日の間隔</u> をあけて2回目を接種 ③2回目を接種後 <u>6か月以上の間隔</u> をあけて3回目を接種 ④3回目を接種後、 <u>6日以上の間隔</u> をあけて4回目を接種 <接種終了>
		【1期を1回接種】 ①残りの接種回数は3回 ②1回目を接種後 <u>6日~28日の間隔</u> をあけて2回目を接種 ③2回目を接種後 <u>6か月以上の間隔</u> をあけて3回目を接種 <接種終了>
		【1期を2回接種】 ①残りの接種回数は2回 ②1回目を接種後 <u>6日以上の間隔</u> をあけて2回目を接種 <接種終了>